割増料金を適用する基準の再整理について

平素より、中央区民センター・中央会館をご利用いただきありがとうございます。 さて、区民センター・会館等の区役所附設会館でイベントを開催される際の施設 使用料について、参加者から入場料や参加費等の金銭を徴収される場合には、大阪市区役所附設会館条例の別表における「入場料その他これに類する料金(以下、「入場料等」とします。)を徴収する場合」にあたるものとし、通常の 1.5 倍の割増料金をいただいております。

「入場料等」の徴収の有無による割増料金の適用については、基本的に、「入場料や参加費等の金銭を徴収するか」、また、「入場料や参加費等がイベント実施に必要な経費相当であるか」という基準で判断していますが、区民センター・会館等の区役所附設会館のご利用が多岐にわたることもあり、同じ利用内容に対するご説明が施設ごとに異なる場合がありました。

そこで、ご利用の皆さまに、より分かりやすく明確な基準をお示しする必要があるとの考えから、「入場料等」徴収の有無に関する判断基準について、次のとおり改めて整理し、令和5年1月4日以降の利用分から適用させていただくことになりました。ご利用の皆さまにはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☆施設使用料についてのご注意

今後、中央区民センター・中央会館のご利用にあたり<u>従来の申込に必要な資料(申請書、確認書、誓約書)と合わせて、「入場料等徴収有無チェッ</u>クリスト」の提出(※1)をお願いいたします。

必要書類の提出が無い場合、割増料金(通常料金の 1.5 倍)が適用となる場合があります。

(※1) チェックリストにて「入場料等徴収有」→「主催者に利益が上がらない」を 選択された場合で通常料金を適用するためには「収支計画書」(※2) の提出が必 要となります。

☆ 「入場料等」 徴収有 (割増料金) が適用される基準

「会館使用時に 金銭のやり取りがある。

(事前の入場料、参加費の徴収を含みます)」

+

「金銭のやり取りにより 主催者に 利益が上がる(※2)」

裏面へ

(※2) 収支計画書 (内容がわかるものであれば、指定様式以外でも可)で、主催者に利益があがらないことが確認できた場合、通常料金でご利用いただけます。

また、複数回でのご利用の場合、「利用日ごとに」収支計画を提出してください。(例:年会費を回数で割った1回(1日)あたりの会費相当額を算出し、収支計画書に計上してください。)

「主催者に利益があがらない」とは、入場料・参加費等の総額が、 開催に必要な経費(会場使用料、講師料、材料・教材費等、器材 借上料等)以下であることをいいます。

☆ 「入場料等」 徴収有 (割増料金) が適用される利用例

- ・実費相当額を超える入場料や参加費、会費を徴収する催し
- ・会館使用時に有償サービスの提供を行うイベント
- ・講師(指導者)自らが活動の主体として指導料を徴収する 習い事教室、私塾やセミナー など

(当日利用される全てのご予約分が適用対象となります。)

☆お支払後の「入場料等」徴収の有無の区分変更について 施設使用料をお支払後のご予約について、記載の基準に沿って利用前であれば「入場料等」徴収の有無の区分変更ができます。

変更される場合は、施設担当者までご連絡ください。

【ご注意】

インターネット予約の場合、「入場料等徴収無」(利用者登録)→「入場料等徴収有」(施設担当にて登録)となりますが、チェックリスト等、必要書類で内容を確認後、「入場料等徴収無」に変更できる場合があります。

お支払につきましては、必ず施設からの「許可メール」確認後にお願いいたします。また、「入場料等徴収無」の場合、お支払前に施設に必要書類をご提出ください。

お問合せ先

大阪市市民局施設担当 Tel (06)6208-7633 中央区役所市民協働課 Tel (06)6267-9834 中央区民センター Tel (06)6267-0201 中央会館 Tel (06)6211-0630